

太平洋クロマグロの資源管理について

令和6年8月
水産庁

項目

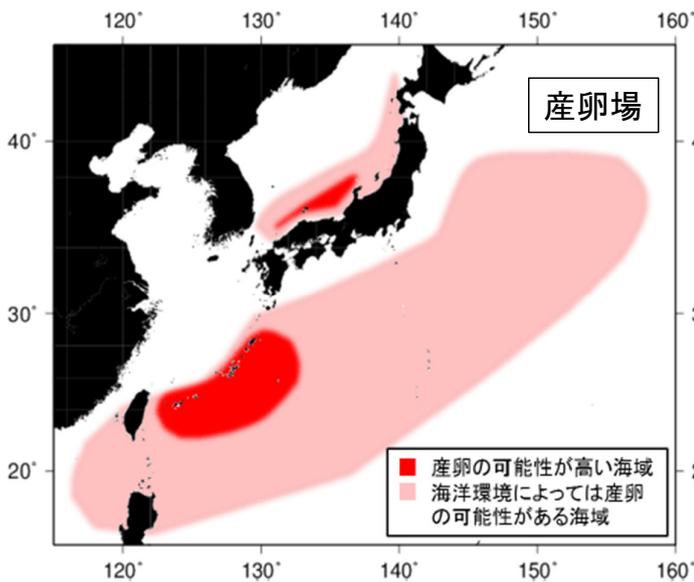
- 🐟 太平洋クロマグロの資源状況
- 🐟 令和6管理年度の配分方針
- 🐟 直近の管理方策
- 🐟 これまでの管理について
- 🐟 関係各国の漁獲状況
- 🐟 学術的知見及び技術開発
- 🐟 管理のための制度

太平洋クロマグロの資源状況

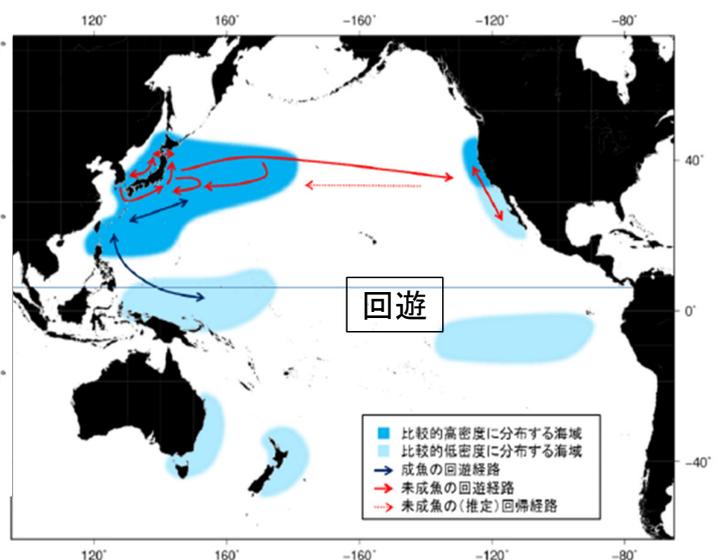
2

太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心（南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部）
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊（メキシコにより漁獲）



産卵期：日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月

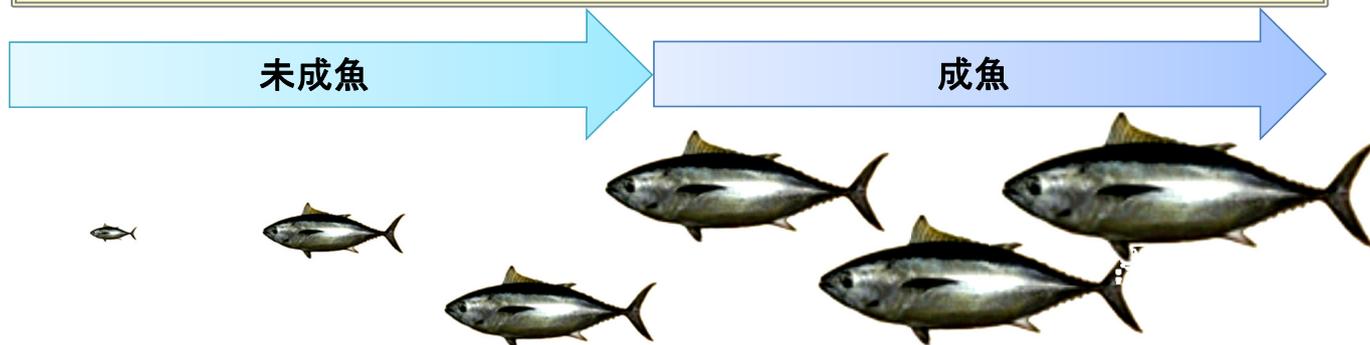


資料：ISCクロマグロ資源評価レポート(2022年)

3

太平洋クロマグロの成長について

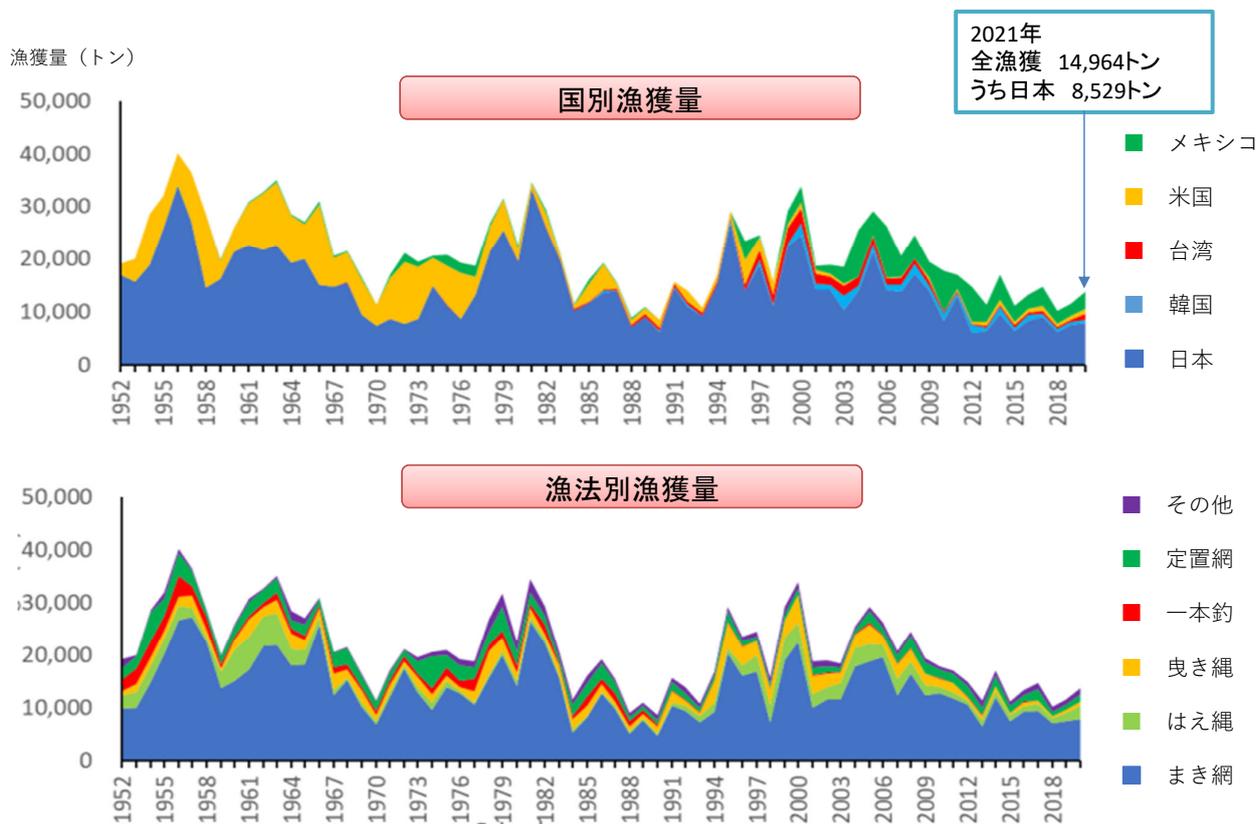
- 3歳で一部が成熟開始(卵を産み始める)、5歳で全てが成熟。
- 体長1m程度では未成熟魚。



0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
19.1cm	58.6cm	91.4cm	118.6cm	141.1cm	159.7cm
0.2kg	4.4kg	16.1kg	34.5kg	58.4kg	85.2kg
漁獲の対象となり始める			全体の20%が成熟	全体の50%が成熟	全体の100%が成熟

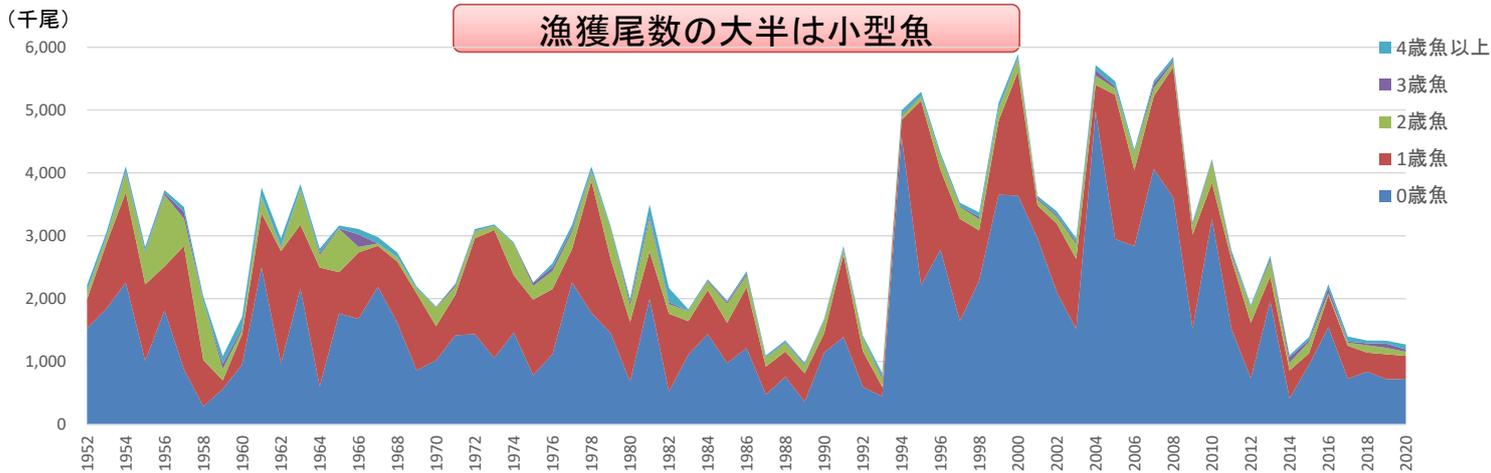
資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2022年)

太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況



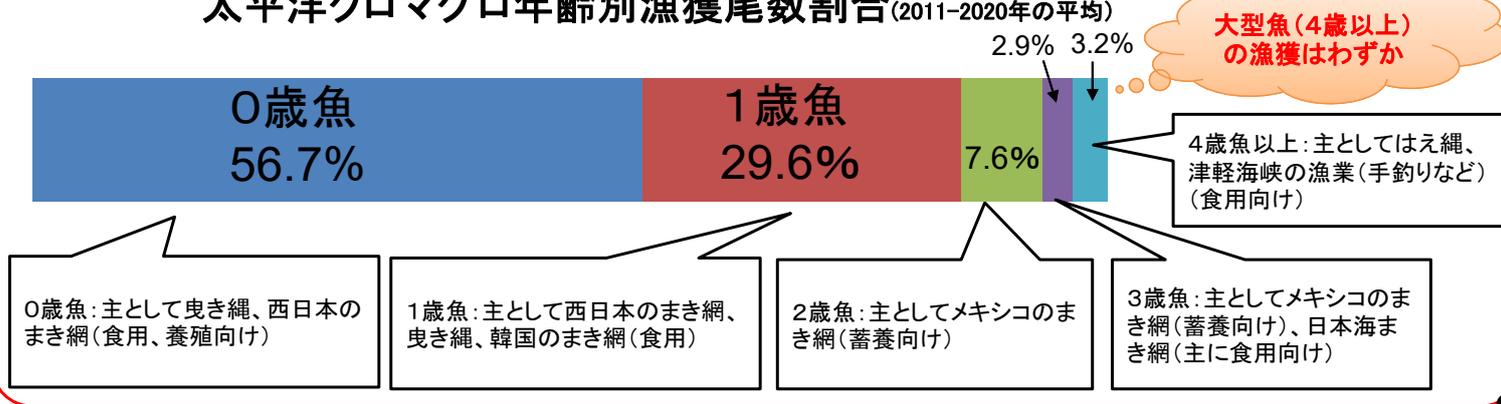
資料:ISC22レポート(2022年)

太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況



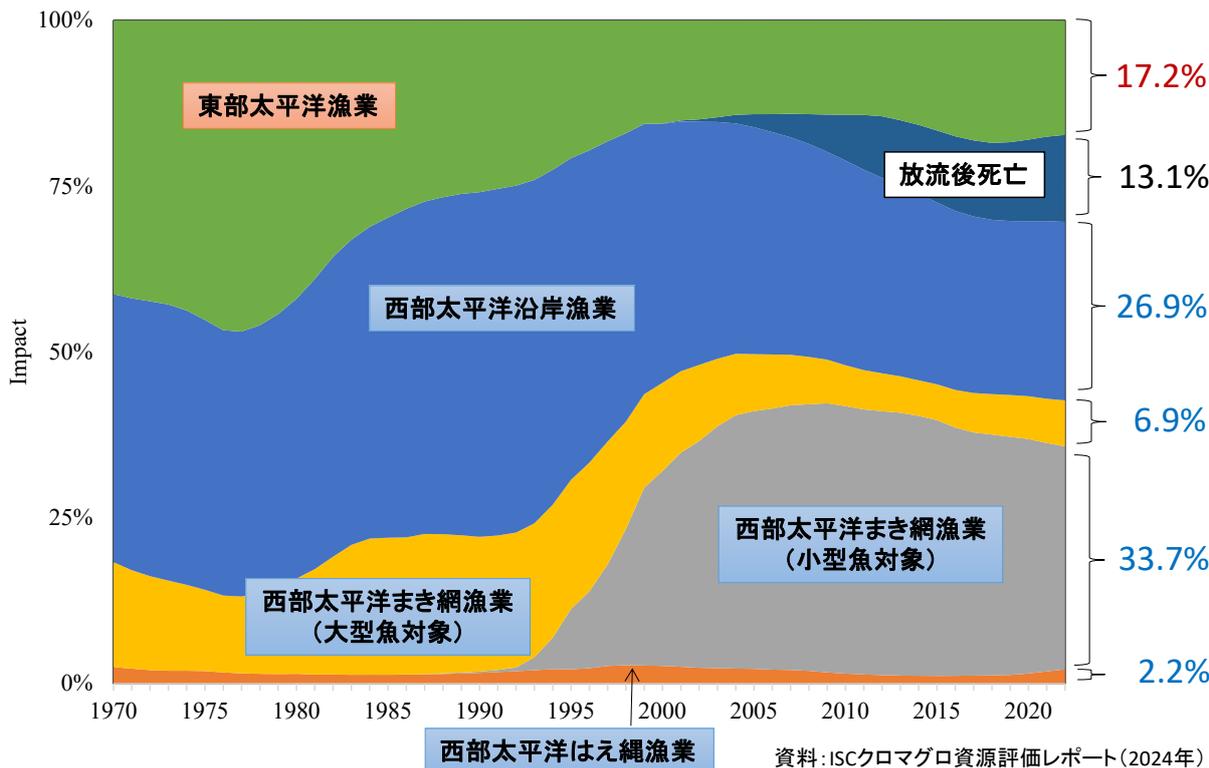
資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2022年)

太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合(2011-2020年の平均)



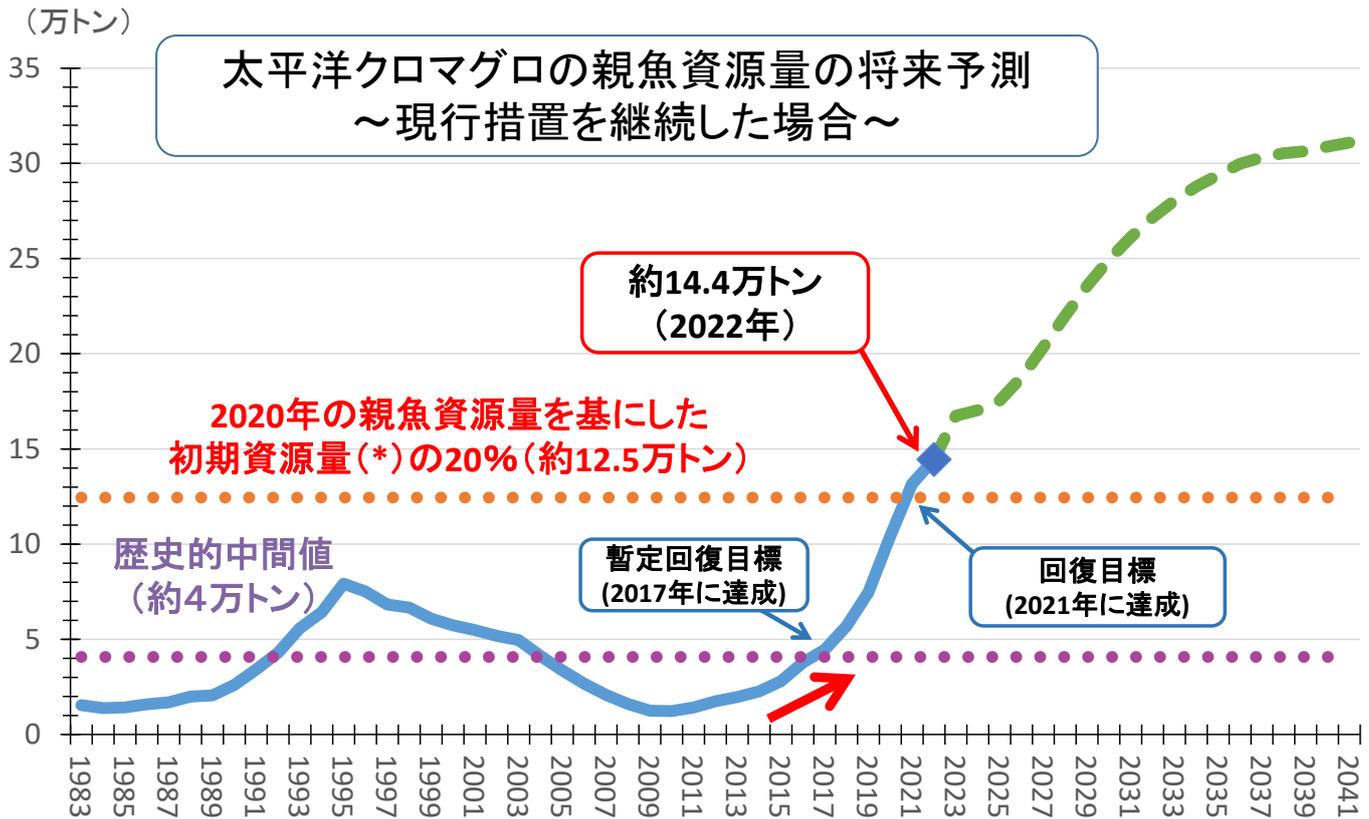
6

各漁業が親魚量に与えるインパクト



7

最新（2024年）の資源評価結果（将来予測）



(*) 初期資源量: 資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

令和6管理年度の配分方針

令和6管理年度の管理

● 管理の期間

大臣管理区分 令和6年1月から同年12月まで

都道府県 令和6年4月から令和7年3月まで

	2022年 (令和4年)				2023年 (令和5年)				2024年 (令和6年)				2025年 (令和7年)						
月	4			12	1	3	4		12	1	3	4		12	1	3	4		12
大臣管理																			
都道府県																			

10

令和6管理年度の配分方針

小型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。**
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。**
- かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等**は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降は**WCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とする。**

11

令和6管理年度の当初配分

- 下表の令和6管理年度の当初の配分に加え、令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で繰越分を配分する。

小型魚	単位:トン	
	令和5管理年度当初	令和6管理年度当初 ^{※1}
大臣管理区分	1,269.0	947.2
大中型まき網漁業	1,200.0	900.2
かじき等流し網漁業等	44.0	22.0
かつお・まぐろ漁業	25.0	25.0
都道府県	2,092.0	2,193.6
留保	204.0	102.4
合計	3,565.0	3,243.2

大型魚	単位:トン	
	令和5管理年度当初	令和6管理年度当初 ^{※1}
大臣管理区分	4,419.2	4,820.2
大中型まき網漁業	3,629.3	4,000.7
かじき等流し網漁業等	21.6	48.0
かつお・まぐろ漁業 ^{※2}	768.3	771.5
都道府県	1,740.0	1,745.9
留保 ^{※3}	84.8	170.6
合計	6,244.0	6,736.7

※1令和6管理年度の基礎的な配分から過去の超過数量等を差し引いた配分量。

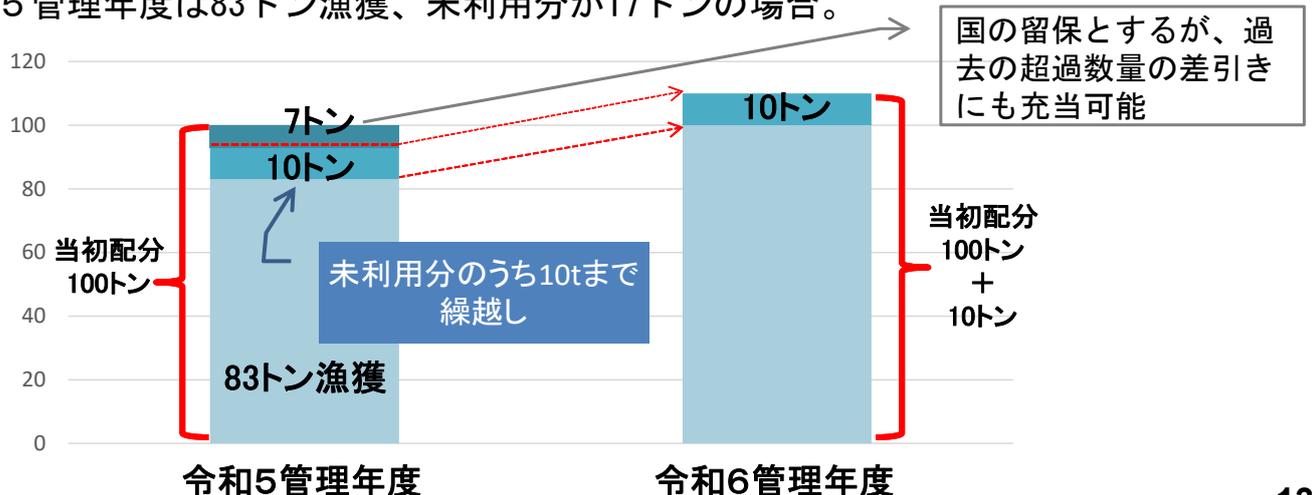
※2大型魚の大臣管理区分のうち、かつお・まぐろ漁業のIQ管理区分については、未利用分の繰越ルールに基づき、令和4管理年度からの繰越量を追加し、さらに超過分について差し引き。

※3大臣管理区分による振替（大中まき299.8トン、かじき流し網22.0トン）の増加分のうち、沿岸漁業に配分するものは一旦留保に繰り入れ。

令和6管理年度における繰越しの基本的な考え方

- 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、漁獲枠の未利用分については、漁獲枠の17%を上限に繰越可能となっている。
- 国内ルールでは、大臣管理漁業、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それ以上は国の留保に繰り入れて再配分。
- なお、繰越枠(10%)を超える数量は国の留保にするとともに、過去の超過数量の差し引きにも充当可能とする(融通分除く)。

(例) 令和5管理年度、令和6管理年度の当初配分が100トンの都道府県で、令和5管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。



直近の管理方策

14

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- **第5回(2018年11月1日)**
「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」公表
- **第6回(2019年10月3日)**
2019年9月のWCPFC北小委員会の決定(繰越枠の引き上げ、大型魚300tの移譲)を受けた次期の対応方法の検討
 <検討を行った項目>
 - *繰越率の変更
 - *移譲された大型魚漁獲上限の取扱い
 - *「配分の考え方」の修正
- **第7回(2019年10月24日)**
第6回の議論を受けた「配分の考え方」の一部改正案
 <追加された考え方>
 - *繰越しに関するルール
 - *繰越しのうち国が留保した分の取扱い
 - *繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

15

- **第8回(2021年10月12日)**
令和4管理年度以降の配分の考え方における検討の方向性について確認
＜検討の方向性＞
 - *小型魚から大型魚へのシフトについて
 - *大型魚増枠実現後の配分のあり方について
 - *留保について
 - *前管理年度未利用分を原資とする追加配分について
- **第9回(2021年11月29日)**
第8回で確認した方向性に従い、令和4管理年度以降の配分の考え方を取りまとめ

「第5管理期間以降の配分の考え方」のポイント

○ 平成30(2018)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり

- 第5管理期間以降の基礎的な配分は、**WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))**を基本として、**近年の漁獲実績(平均漁獲実績)**を勘案して配分するもの(第4管理期間と同様)とし、配慮すべき事項は留保から配分。
- 実績以外に配慮すべき事項としては、
 - ① **混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮**し、大型魚については、管理体制が整っていない沿岸漁業等へ配慮。
 - ② **資源評価に用いるデータの収集を考慮**し、「一部地域のひき縄漁業」及び「近海かつお・まぐろ漁業(はえ縄)」に対して配慮。
- その他管理について、各都道府県等の漁獲枠の遵守を基本としつつ、**漁獲枠の融通の仕組み**を策定。

「令和4管理年度以降の配分の考え方」のポイント

○ 令和3(2021)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり。

- 令和4管理年度以降の基礎的な配分は、WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分するものとし、混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。
- 大型魚について、WCPFCの基準年の平均漁獲実績よりも配分数量が少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、当該平均漁獲実績の数量以上の配分とする。
- 国の留保について、直近の管理状況等を勘案し、当面の間は小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するものとする。
- 継続的に資源の回復を図るため、我が国全体として400トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能量の振替えを実施。
- 留保の配分については、沿岸漁業にも配慮。

都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(1/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)								
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	301.4	93.2	820.5	0.1	64.4	83.2	91.6	48.4	75.4
青森県	361.8	137.2	235.7	142.1	258.5	323.8	287.6	317.2	335.5
岩手県	87.8	68.7	122.3	14.4	42.0	85.2	72.0	84.7	93.1
宮城県	23.7	28.7	83.8	14.2	30.1	59.9	50.2	69.7	67.0
秋田県	76.0	21.1	28.2	9.6	17.2	27.3	25.2	34.1	32.6
山形県	11.1	6.3	9.7	6.9	9.4	13.8	15.5	21.9	21.8
福島県	0.1	3.9	6.5	2.2	0.9	1.5	1.2	13.6	17.1
茨城県	4.7	23.7	13.2	13.8	9.6	17.0	7.8	13.6	15.0
千葉県	47.8	69.8	49.5	44.1	34.8	78.2	77.0	76.5	70.2
東京都	4.2	11.0	8.5	3.0	1.6	3.5	7.7	8.5	7.9
神奈川県	9.7	42.5	16.4	15.2	13.8	21.0	20.1	44.8	51.1
新潟県	40.4	79.0	52.8	29.0	52.1	74.5	93.7	110.8	82.2
富山県	26.5	116.3	30.8	82.1	57.7	104.5	96.4	109.2	99.3
石川県	16.8	90.2	35.0	43.1	32.8	114.1	84.0	123.4	73.2
福井県	4.9	66.5	7.4	12.4	17.2	28.8	40.9	40.6	26.5
静岡県	9.5	32.1	11.3	17.6	21.1	16.7	23.9	32.4	39.9
愛知県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	14.0	125.4	5.5	5.6	25.0	28.0	44.9	41.2	45.9
京都府	12.7	82.2	5.5	12.8	15.4	36.0	61.4	35.8	46.8
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1

都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(2/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)								
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
兵庫県	2.6	4.0	2.8	1.8	2.3	4.7	7.2	15.8	11.9
和歌山県	18.2	16.7	20.0	14.3	15.8	36.8	28.0	31.8	38.1
鳥取県	1.5	1.0	1.1	1.8	0.9	3.2	5.8	8.1	11.1
島根県	41.8	146.2	87.8	55.0	71.2	56.1	88.5	111.6	95.3
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
広島県	2.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	95.6	87.1	76.1	68.1	80.7	123.2	143.9	118.4	116.2
徳島県	4.9	7.2	7.0	1.8	5.0	15.2	15.1	20.7	29.5
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.5	0.8
愛媛県	1.7	5.9	3.9	8.3	7.6	10.6	1.2	9.4	16.7
高知県	27.1	68.5	86.2	31.8	61.5	112.2	39.9	90.0	77.0
福岡県	2.4	12.4	6.9	3.1	3.4	8.4	17.0	13.3	16.0
佐賀県	1.2	0.0	0.0	0.0	0.6	1.4	8.0	10.0	7.3
長崎県	425.7	843.9	472.1	545.9	560.8	709.9	752.8	833.5	834.7
熊本県	2.2	5.2	1.9	0.1	2.4	10.1	12.0	15.9	14.1
大分県	1.5	0.2	0.5	0.5	0.7	0.3	0.8	5.1	2.2
宮崎県	3.2	32.1	13.0	15.2	11.5	24.3	16.0	15.2	10.5
鹿児島県	4.7	16.5	23.8	0.0	0.1	21.1	34.3	27.3	32.4
沖縄県	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
合計	1,689.4	2,344.8	2,346.0	1,216.1	1,528.2	2,254.7	2,271.7	2,553.3	2,512.6

20

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(1/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)									直近9年の 平均値 (15-23年度)	直近9年の 最大値 (15-23年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度		
北海道	125.1	314.9	221.9	87.1	131.2	244.7	272.9	328.8	317.1	227.1	328.8
青森県	427.5	423.4	467.9	321.0	324.4	507.5	534.8	552.1	525.4	453.8	552.1
岩手県	39.7	8.5	53.1	73.2	20.1	53.2	67.0	63.3	64.2	49.1	73.2
宮城県	10.1	13.2	22.3	19.5	6.9	14.0	22.0	29.0	22.6	17.7	29.0
秋田県	15.4	30.8	18.6	26.8	11.7	31.0	15.0	28.5	29.6	23.0	31.0
山形県	5.0	3.8	1.3	0.9	9.0	9.0	14.4	13.0	13.3	7.7	14.4
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.1	0.2	2.0
茨城県	0.1	0.3	0.2	1.1	1.1	1.9	6.3	4.8	6.4	2.5	6.4
千葉県	6.7	24.7	18.2	37.6	42.3	70.5	62.0	58.1	50.5	41.2	70.5
東京都	9.2	9.4	9.6	21.8	30.5	41.8	55.2	33.4	41.8	28.1	55.2
神奈川県	0.8	1.2	0.8	0.6	0.8	6.0	18.6	7.8	15.2	5.8	18.6
新潟県	95.7	54.6	52.0	85.4	48.2	33.2	38.8	61.0	30.4	55.5	95.7
富山県	4.5	2.2	10.1	4.1	2.1	12.8	3.9	7.8	10.4	6.4	12.8
石川県	42.2	11.1	22.5	12.6	5.3	11.6	9.4	22.3	23.8	17.9	42.2
福井県	13.7	4.3	13.2	13.2	6.3	6.7	9.4	14.2	10.9	10.2	14.2
静岡県	7.0	5.5	6.5	12.5	23.7	30.0	41.1	21.8	24.8	19.2	41.1
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	29.5	10.6	7.1	1.4	5.9	9.0	8.9	23.5	30.6	14.1	30.6
京都府	11.1	14.0	23.7	17.1	21.0	23.2	39.2	25.8	24.6	22.2	39.2
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

21

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(2/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)									直近9年の 平均値 (15-23年度)	直近9年の 最大値 (15-23年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度		
兵庫県	0.0	4.0	0.8	1.9	6.2	2.5	7.9	10.1	10.5	4.9	10.5
和歌山県	9.4	7.6	8.4	11.4	29.6	35.7	46.2	28.2	33.5	23.3	46.2
鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.1	0.0	0.2	0.8	4.8	0.4	0.8	4.8
島根県	20.4	10.5	24.8	18.5	19.3	20.8	25.9	26.5	26.5	21.5	26.5
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	8.6	5.5	23.8	7.1	30.4	32.7	49.3	31.8	22.5	23.5	49.3
徳島県	3.3	3.3	2.0	4.4	1.7	1.2	4.7	9.3	0.7	3.4	9.3
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
愛媛県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.5	0.4	0.1	0.0	0.1	0.5
高知県	4.5	4.8	11.5	8.7	14.8	5.0	24.7	20.6	24.0	13.2	24.7
福岡県	0.9	2.3	1.8	7.6	1.8	0.9	4.5	1.5	8.2	3.3	8.2
佐賀県	0.0	0.0	0.0	2.9	1.0	6.1	10.7	3.1	0.2	2.7	10.7
長崎県	116.9	110.2	167.2	79.7	115.4	101.0	179.6	140.0	155.4	129.5	179.6
熊本県	0.5	0.5	0.7	1.4	0.2	1.7	3.3	2.9	1.1	1.4	3.3
大分県	1.4	1.1	0.7	0.1	0.0	0.0	1.7	6.8	4.6	1.8	6.8
宮崎県	6.7	1.5	10.7	19.7	17.3	24.0	28.1	20.3	14.1	15.8	28.1
鹿児島県	2.8	1.6	3.1	4.0	7.6	10.2	12.5	16.7	18.5	8.6	18.5
沖縄県	76.9	94.3	135.5	192.6	121.4	220.4	194.4	187.4	158.9	153.5	220.4
合計	1,095.6	1,180.4	1,340.2	1,096.0	1,057.3	1,569.0	1,813.6	1,807.4	1,720.8	1,408.9	2,104.5

管理期間ごとの漁獲枠と実績(小型魚)



	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R1年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)
沖合漁業	自主管理			第4管理期間	第5管理期間	第6管理期間	令和3管理年度	令和4管理年度	令和5管理年度	
沿岸漁業	自主管理									

上段: 漁獲可能量 下段: (漁獲実績)

全体計	4,916t (3,096t)	4,007t (4,335t)	3,424t (3,407t)	3,367t (2,277t)	3,757t (2,949t)	4,238t (3,106t)	4,238t (3,351.8t)	4,258.2t (3,619.5t)	4,094.8t (3,322.6t)	
まき網	2,000t (923t)	2,000t (1,938t)	1,500t (1,219t)	1,500t (1,006t)	1,408t (1,328t)	1,306t (783t)	1,327t (962t)	1,247.4t (1,009.6t)	1,209.5t (757.4t)	
近海竿釣り等	106t (23.5t)	106t (37.1t)	近海竿釣り等 62t (85.1t) かじき等流し網等 44t (44.2t)	近海かつお、まぐろ等 38.9t (24.8t)	56t (55.6t)	47t (29.1t)	68.2t (80.3t)	25.0t (13.2t)	27.5t (23.9t)	
沿岸漁業	2,810t (2,149t) ※18か月分	1,901t (2,360t)	1,739.2t (2,059t)	1,529t (1,207t) ※9か月分	1,998t (1,527t)	2,816t (2,253t)	2,742t (2,270.1t)	2,837.3t (2,551.7t)	2,810.3t (2,512.6t)	

※R4、R5年のまき網及び近海竿釣り等の漁獲可能量は12月末時点

管理期間ごとの漁獲枠と実績(大型魚)



	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R1年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)
	1 12	1 12	1 12	1 6 7 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3
沖合漁業	第1管理期間	第2管理期間	第3管理期間	第4管理期間	第5管理期間	第6管理期間	令和3管理年度	令和4管理年度	令和5管理年度	
沿岸漁業										

上段: 漁獲可能量 下段: (漁獲実績)

全体計				4,646t (3,815t)	5,132t (4,605t)	6,160t (5,318t)	6,162t (5,606.7t)	6,789.4t (6,225.6t)	6,845.7t (6,263.2t)	
まき網				3,063t (3,033t)	3,155t (3,131t)	3,252t (3,165t)	3,373t (3,230t)	3,925.2t (3,675.9t)	3,979.1t (3,779.4t)	
近海竿釣り等				219t (185t)	417t (410.1t)	585.4t (576.6t)	571.4t (554.9t)	757.1t (723.2t)	768.3t (745.0t)	
かじき等流し網等					9.4t (8.1t)	10.3t (8.9t)	10.3t (9.9t)	22.0t (21.1t)	22.5t (20.1t)	
沿岸漁業				1,125t (597t) ※9か月分	1,465t (1,056t)	2,041t (1,567t)	1,925t (1,812.0t)	2,022.7t (1,805.7t)	1,906.6t (1,718.9t)	

※R4、R5年のまき網及び近海竿釣り等の漁獲可能量は12月末時点

融通の基本原則

1. 配分量の融通は、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、円滑な漁獲管理と漁獲可能量の有効利用を促す取り組みである。
2. 融通を行う者同士の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡、譲受のいずれも許容する。
3. 融通の形態については、①小型魚(30キログラム未満)と大型魚(30キログラム以上)の交換、②今管理年度と翌管理年度の間での交換、③譲渡のいずれかにより行う。
4. 融通の上限値を規定し、融通後の数量の遵守義務を明示する。
5. 他の都道府県等に融通したことで配分量が減少した後、突発的な来遊により配分量を超過するリスクが生じた場合は、国の留保を放出して対応する。

配分量の融通のイメージ

- 配分量の融通は大臣管理区分間又は都道府県間において行うことを基本とする。なお、都道府県内の地域や漁業者に消化状況のばらつきがある場合、当該都道府県内での融通を積極的に行う。
- 大臣管理区分と都道府県との融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。



26

これまでの管理について

27

これまでの太平洋クロマグロ資源管理の経緯について①

平成17(2005)年	・我が国がWCPFCへ加盟
平成21(2009)年	・WCPFCにおいて、未成魚(0-3歳)の漁獲努力量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を採択
平成22(2010)年	・くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許数を増大させないための都道府県知事宛ての大臣指示を发出 ・WCPFCにおいて、未成魚(0-3歳)の漁獲量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を採択
平成23(2011)年	・沿岸漁業における自由漁業(曳き縄漁業等)に届出制を導入、併せて漁獲実績報告を義務化 ・くろまぐろ養殖業に対し、養殖実績(養殖施設の設置状況、種苗の入手先等)の報告を義務化 ・大中型まき網漁業の未成魚の漁獲量を2002-2004年の平均漁獲実績未満、日本海の成魚漁獲量を2,000トン未満とする自主的管理を開始
平成24(2012)年	・くろまぐろ養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設定や生け簀の台数等を制限する大臣指示を发出
平成26(2014)年	・沿岸くろまぐろ漁業の届出制を承認制へ移行、広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入 ・WCPFCにおいて、小型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から半減させる等の保存管理措置を採択
平成27(2015)年	・上記WCPFC保存管理措置を踏まえ、水産庁資源管理部長通知に基づく小型魚の数量管理を開始(「第1管理期間」) ・沿岸漁業については、全国を6ブロック(日本海北部、日本海西部、太平洋北部、太平洋南部、瀬戸内海及び九州西部)に分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリング ※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本(但し、石川県は日本海北部)
平成28(2016)年	・「第2管理期間」の開始 ・沿岸漁業について、6ブロック間で異なっていた管理の期間を7月から翌年6月までに1本化 ・定置網の共同管理枠を設置 ・WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から増加させないこと等の保存管理措置を採択
平成29(2017)年	・「第3管理期間」の開始 ・沿岸漁業のブロック管理を廃止し、都道府県別に漁獲可能量を配分 ・定置網の共同管理に加え、漁船漁業等(沿岸漁業)の広域管理を実施 ・WCPFCにおいて、暫定回復目標の達成確率に応じて管理措置を自動的に改訂する漁獲制御ルールを採択

28

これまでの太平洋クロマグロ資源管理の経緯について②

平成30(2018)年	・「第4管理期間」の開始(本管理期間から大型魚も対象として追加) ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(資源管理法)に基づく管理を開始 ・沿岸漁業については、都道府県ごとに小型魚、大型魚別の漁獲可能量を設定 ・定置網の共同管理を廃止 ・水産政策審議会の下に「くろまぐろ部会」を設置し、令和3管理年度までの配分の考え方の基準となった「第5管理期間以降の配分の考え方」を策定
令和元(2019)年	・「第5管理期間」の開始 ・沿岸漁業の管理の期間を4月から翌年3月までに変更 ・漁船漁業等(沿岸漁業)の広域管理を廃止
令和2(2020)年	・「第6管理期間」の開始 ・第5管理期間と同様の管理を継続 ・改正漁業法の施行に伴い資源管理法を廃止、数量管理の根拠法が改正漁業法へ移行 ・改正漁業法の施行に伴い、①くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許件数を増大させないこと、②くろまぐろ養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設定や生け簀の台数等を制限する内容の大臣指示を改めて发出(平成22年及び平成24年大臣指示は廃止)
令和3(2021)年	・「令和3管理年度」の開始 ・漁業法に基づく管理を開始 ・WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から15%増加させる等の保存管理措置を採択 ・上記の大型魚の漁獲枠増枠に伴い、くろまぐろ部会において「令和4管理年度以降の配分の考え方」を策定 ・くろまぐろ遊漁に対し、広域漁業調整委員会指示により採捕規制等を導入
令和4(2022)年	・「令和4管理年度」の開始 ・大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業において、船別漁獲割当て(IQ)による管理を開始
令和5(2023)年	・「令和5管理年度」の開始 ・かじき等流し網漁業等において、IQ管理を開始

29

大中型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の概要

操業海区	管 理		
		年間漁獲上限	令和5管理年度漁獲実績
東シナ海 日本海 太平洋	小型魚	令和5管理年度(漁期末) 1,209.5トン	757.4トン
	大型魚	3979.1トン	3,779.4トン
	・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理 ・令和4管理年度から、日本海の大形魚は公的IQ管理に移行(5/15～7/31)		

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき	小型魚				養殖用種苗						小型魚	
日本海	山まき					大型魚							
太平洋	北まき					大型魚							

遠まき：日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき：山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき：北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

大中型まき網漁業の取組み状況

大中型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

・大中型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年：4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減)

2017～2021年：1,500トン(05-09年比約77%削減)

2022～2024年：1,200トン(05-09年比約82%削減)

※2005～2009年：6,435トン

【大型魚(30kg以上)】

・大中型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン、2018～2019年：3,063.2トン、

2020年：3,252.1トン、2021年：3,373.3トン、2022年：3,847.7トン

・2015年から、日本海大中型まき網業界の自主規制として、8月の操業自粛と日本海の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。R4管理年度の公的IQ移行に際し、IQ当初配分を1,800トン以下に設定(ただし、前年の繰越や都道府県との大小交換により1,800トンを超えることはあり得る。)

※ 日本海における漁獲実績：

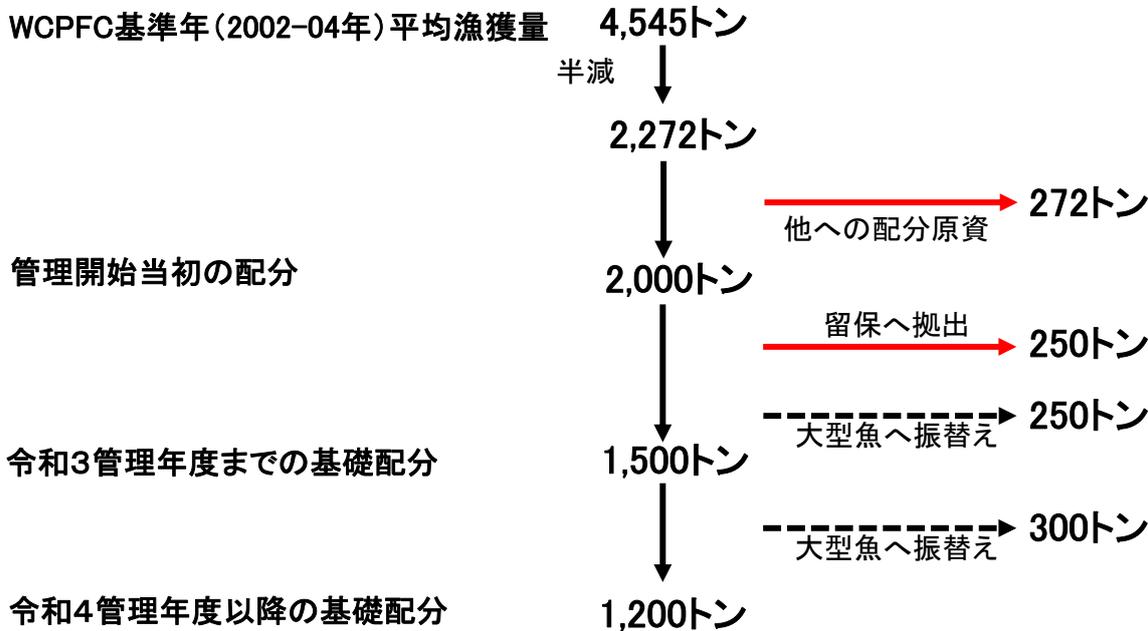
1,560トン(2013年)、1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)、1,691トン(2017年)、1,536トン(2018年)、1,564トン(2019年)、1,588トン(2020年)、1,626.7トン(2021年)、1,795.9トン(2022年)、1,795.3トン(2023年)

大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯①

○ 小型魚

- 管理開始当初の配分において、WCPFC基準年(2002-04年)の平均漁獲量から半減し、さらに272トン削減(272トンは他の漁業及び都道府県への配分原資に。)
- 第4管理期間以降において、国の留保へ250トンを拠出。
- 令和4管理年度以降、300トン大型魚へシフト。

(配分の経緯)

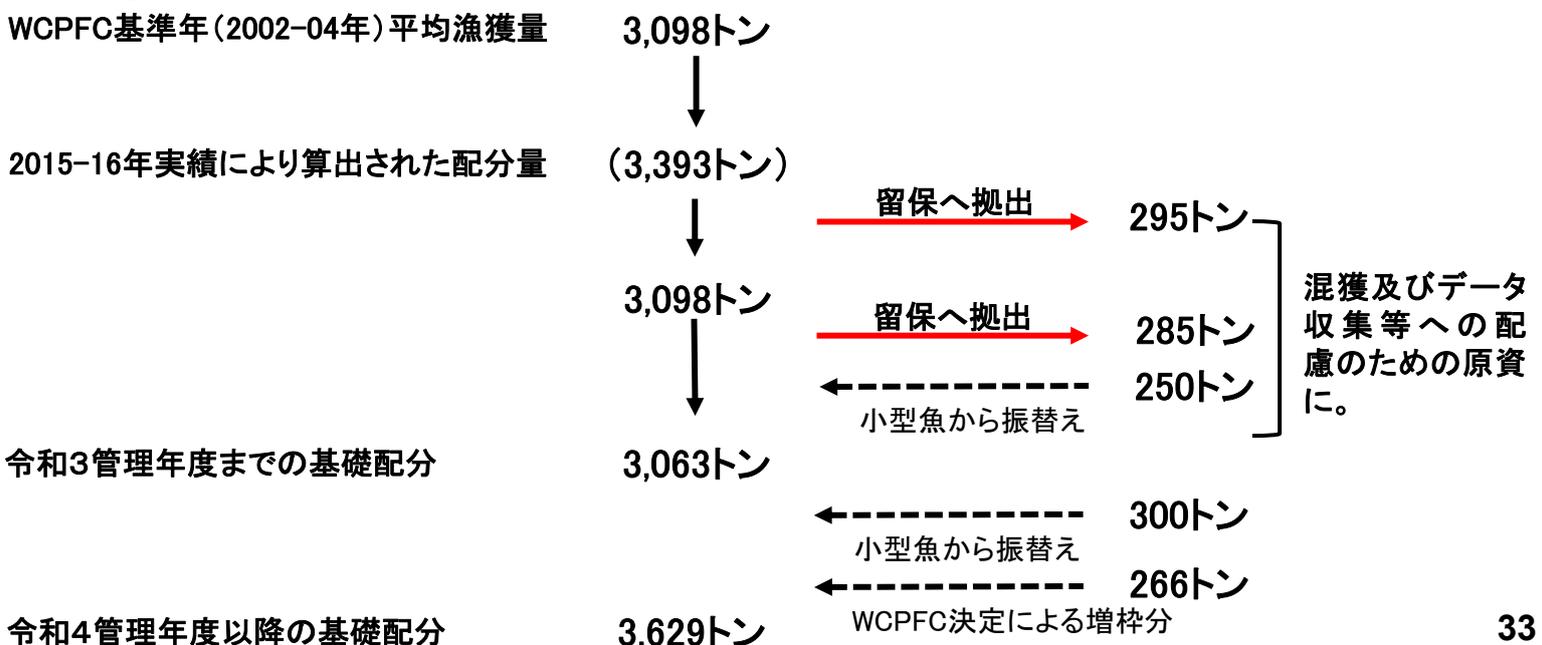


大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯②

○ 大型魚

- 2015-16年実績に基づき配分量を算出するところ、WCPFC基準年(2002-04年)平均漁獲量を超える数量(295トン)を国の留保に拠出。
- 大臣許可漁業、都道府県とも配分量の約1割(大中型まき網にあっては285トン)を国の留保に繰り入れ。

(配分の経緯)



大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯③

○ 融通

第5管理期間以降、都道府県からの融通要望に対応。

(融通の実績)

○第5管理期間

2019年 4月 小型魚90.0トン北海道ほか2県の大型魚90.0トンと交換
2020年 1月 小型魚2.0トン石川県の大型魚2.0トンと交換

○第6管理期間

2020年 5月 小型魚80.2トン北海道ほか3県の大型魚80.2トンと交換
2020年10月 小型魚30.0トン石川県ほか6県の大型魚30.0トンと交換
2020年12月 小型魚4.2トン福井県ほか3県の大型魚4.2トンと交換
小型魚158.9トン北海道ほか8府県に譲渡

○令和3管理年度

2021年 5月 小型魚108.6トン北海道ほか6県の大型魚108.6トンと交換
2021年 7月 小型魚6.2トン新潟県ほか2県の大型魚6.2トンと交換
2021年10月 小型魚35.1トン新潟県ほか3県の大型魚35.1トンと交換
2021年11月 小型魚23.2トン新潟県ほか3県の大型魚23.2トンと交換
2021年12月 小型魚150.0トン北海道ほか9府県に譲渡

○令和4管理年度

2022年 4月 小型魚25.1トン北海道ほか4県の大型魚25.1トンと交換
2022年10月 小型魚67.5トン北海道ほか4県の大型魚67.5トンと交換
2022年11月 小型魚10.0トン新潟県の大型魚10.0トンと交換

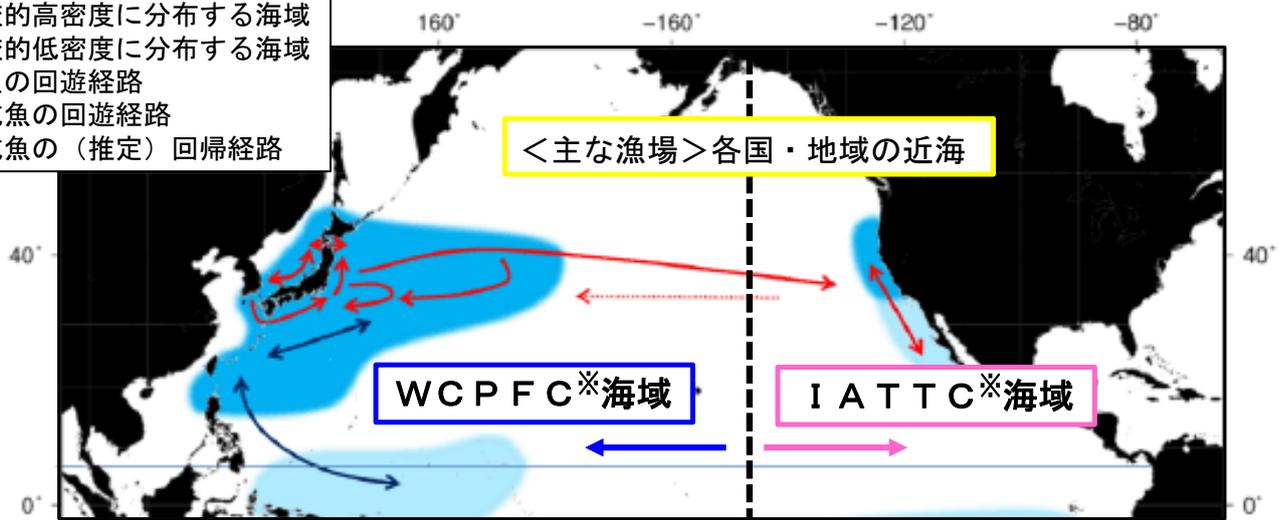
○令和5管理年度

2023年 6月 小型魚83.8トン北海道ほか3県の大型魚83.8トンと交換
2023年 7月 小型魚10.0トン鳥取県に譲渡
2023年10月 小型魚3.7トン新潟県ほか1県の大型魚3.7トンと交換
2023年11月 小型魚3.0トン新潟県ほか1県の大型魚3.0トンと交換
2023年12月 小型魚10.0トン新潟県の大型魚10.0トンと交換

関係各国の漁獲状況

太平洋クロマグロの漁獲状況

- 比較的高密度に分布する海域
- 比較的低密度に分布する海域
- 成魚の回遊経路
- 未成魚の回遊経路
- 未成魚の（推定）回帰経路



	主な漁法	漁獲量（2022年）	
		小型魚	大型魚
日本	まき網、はえ縄、曳き縄、定置網	小型魚	3,731トン
		大型魚	6,381トン
韓国	まき網、定置網	小型魚	366トン
		大型魚	516トン
台湾	はえ縄	小型魚	(なし)
		大型魚	1,497トン

	主な漁法	漁獲量（2022年）	
		小型魚	大型魚
メキシコ	まき網	小型魚	3,194トン
		大型魚	
米国	まき網、遊漁	小型魚	1,737トン
		大型魚	

資料：水産庁作成

(※) WCPFC: 中西部太平洋まぐろ類委員会
IATTC: 全米熱帯まぐろ類委員会

太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,310	4,878	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,952	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		828			12			17,073
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		498			16			11,252
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,709		728			18			13,275
2017	4,131	4,868	670	73		415	3,643		950			14			14,764
2018	1,859	4,347	511	25		381	2,840		600			20			10,219
2019	3,047	4,467	564	17		493	2,249		754			23			11,614
2020	2,745	5,265	191	414		1151	3,285		983			46			14,027
2021	3,164	5,365	452	58		1479	3,027		1,466			42			14,964
2022	3,731	6,381	366	516		1497	3,194		1,737			34			17,456
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。2013年以降の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ、米国、メキシコ及びその他のデータはISC報告データ。
※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

我が国の大型魚・小型魚（30kg未満）別漁獲状況

トン

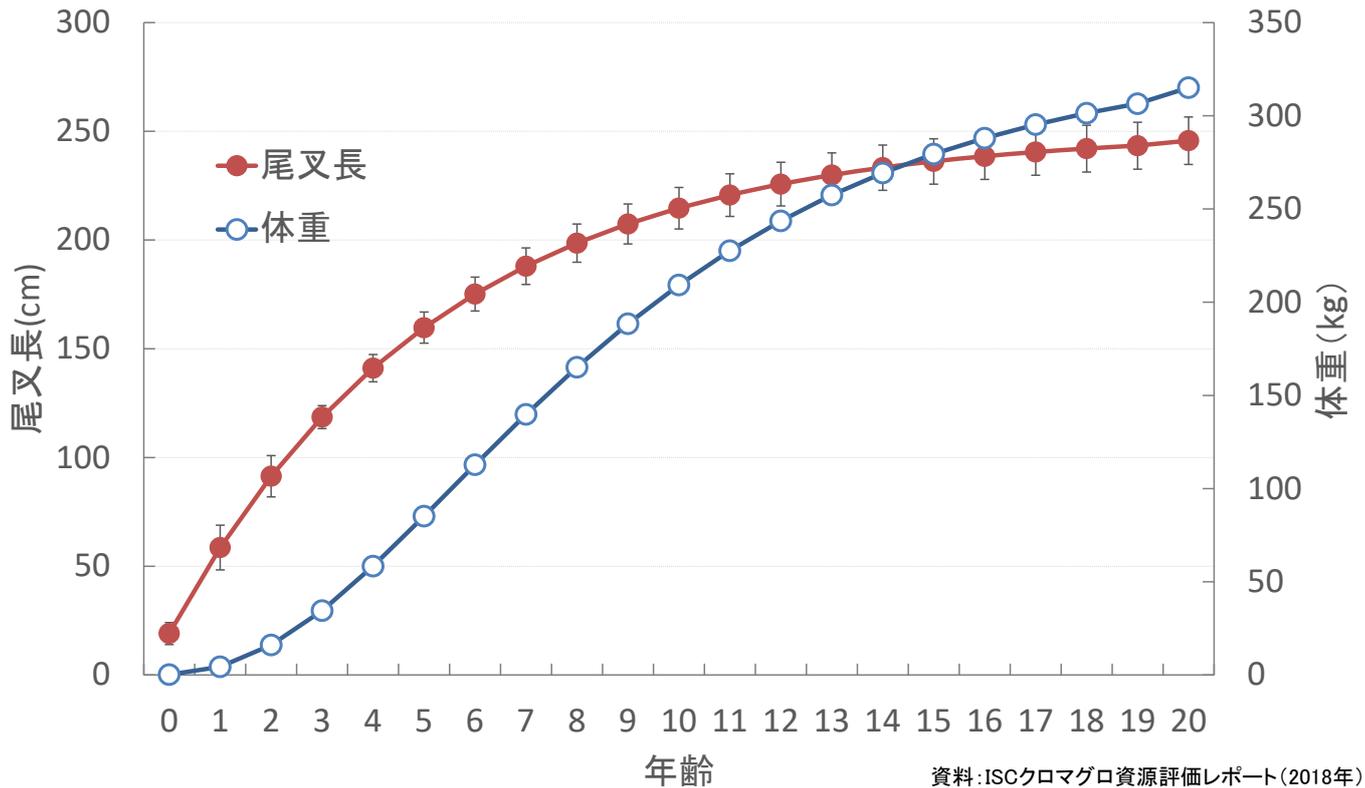
年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)		はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		遊漁		その他		漁業種類合計		総計		
	太平洋		日本海		小型	大型	小型	大型	小型	大型	赤道以北		赤道以南		小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型		小型	大型
	小型	大型	小型	大型							小型	大型	小型	大型															
	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型			
1995	36	4,801		496	13,575	13,611	5,298	107	10		571	688	4,778	270	1,594	266			487	99	20,740	6,350	27,091						
1996	2,489	2,601		450	2,104	4,593	3,051	123	9		778	909	3,640	94	898	251			255	315	9,480	4,527	14,008						
1997	2,823	2,606		708	7,015	9,838	3,314	142	12		1,158	1,312	2,740	34	666	138			333	478	13,610	5,242	18,852						
1998	719	1,670		326	2,676	3,395	1,995	169	10		1,086	1,266	2,876	85	403	471			291	409	7,049	4,142	11,191						
1999	1,293	9,747		579	4,554	5,847	10,326	127	17		1,030	1,174	3,440	35	902	195			399	309	10,624	12,004	22,628						
2000	900	6,546		747	8,293	9,193	7,293	121	7		832	959	5,217	102	701	424			233	456	15,445	9,132	24,577						
2001	586	2,313		239	4,481	5,068	2,552	63	6		728	797	3,466	180	1,241	125			297	486	10,251	3,960	14,212						
2002	193	3,131		599	4,981	5,174	3,729	47	5		794	846	2,607	99	1,008	92			422	210	9,309	4,877	14,186						
2003	183	203		571	4,812	4,995	774	85	12		1,152	1,249	2,060	44	648	191			205	241	7,951	2,455	10,407						
2004	143	2,692		2,100	3,323	3,465	4,792	231	9		1,616	1,855	2,445	132	660	235			82	432	6,785	7,314	14,099						
2005	155	185		3,694	8,783	8,938	3,879	107	14		1,818	1,939	3,633	549	1,509	673			167	381	14,796	6,872	21,668						
2006	1,352	280		2,012	5,236	6,588	2,292	63	11		1,058	1,131	1,860	108	991	430			280	498	9,828	4,350	14,178						
2007	124	718		2,123	3,875	3,998	2,841	83	8	72	1,607	72	1,698	2,823	1,142	361			249	408	8,519	5,309	13,828						
2008	1	0		3,028	7,192	7,193	3,028	19	8	131	1,240	131	1,267	2,377	1,739	619			380	390	11,885	5,304	17,188						
2009	33	795		1,299	5,950	5,983	2,094	8	7	138	934.9	138	949.9	2,003	50	1,274	962			257	319	9,704	4,324	14,029					
2010	49	21		1,052	2,620	2,669	1,073	5	6	160	724.1	160	735.1	1,583	83	1,289	314			157	337	5,941	2,459	8,401					
2011	16	305	114	1,792	6,113	6,243	2,097	9	11	108	719.6	108	739.6	1,820	63	763.5	888			108	175	9,105	3,899	13,004					
2012	3	198	170	671	1,419	1,592	868.97	6	8	266	400.9	266	414.9	570.3	113	1,393	539			167	176	4,101	1,999	6,100					
2013	0.327	279.3	226	1,502	763	989.81	1,782	7	7	235	542.7	235	556.7	903.7	8.2	1,020	395			142	387	3,299	3,120	6,419					
2014	0	47.23	203	2,000	3,206	0.2	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550.3	122	565.1	1,023	5.1	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577			
2015	102	837	9	1,810	820	66	931	2,714	0	11	0	4	188	449	189	464	394	19	8	0	825	417	142	289	2,488	3,902	6,390		
2016	32	1,255	209	1,772	1,828	0	2,068	3,027	1	13	0	4	181	496	182	514	755	23	54	0	654	574	238	270	3,951	4,407	8,359		
2017	38	1,583	30	1,691	1,199	0	1,266	3,274	0	21	0	6	264	628	264	655	571	35	49	0	1,686	535	295	369	4,131	4,868	9,000		
2018	75	1,497	117	1,536	818	7	1,010	3,040	3	18	0	0	96	583	99	600	307	63	9	0	260	385	173	258	1,859	4,347	6,205		
2019	0	1,567	83	1,564	1,251	0	1,334	3,131	5	20	0	0	161	815	166	836	677	42	0	0	691	260	174	199	3,042	4,467	7,509		
2020	2	1,554	64	1,587	728	24	794	3,165	6	69	0	0	140	1,201	146	1,270	687	73	1	0	943	399	173	359	2,745	5,265	8,011		
2021	0	1,495	29	1,627	940	108	968	3,230	16	63	0	0	164	1,307	181	1,370	557	96	0	0	1,319	423	0	20	141	300	3,165	5,419	8,529
2022	18	1,657	12	1,796	994	225	1,024	3,678	0	80	0	0	98	1,408	98	1,489	919	160	13	0	1,471	655	0	28	205	400	3,731	6,381	
02-04年の平均	173	2,009		1,090	4,372	4,545	3,098	121	9		1,187		1,317	2,371	92	772	173			236	294	8,015	4,882	12,897					

※国際水産資源研究所による推定値。赤字は2023年6月時点の暫定値。

※2018年以降の集計方法は従来のものから変更されている。

学術的知見及び技術開発

くろまぐろの年齢と成長



40

定置網における取組事例①

1 操業の工夫

- ・ 漁協別・漁業種類別に配分し、更に個人に配分して数量遵守に取り組んでいる。
- ・ 原則網起こしは朝1回としている。また、他の事例では、原則1日2回の網起こしをするが、朝の網起こしでマグロが入網した場合、1回にした。

2 放流手法の工夫

- ・ 概ね100尾以内であれば、夕暮網により放流しているが、それ以上は、側網を沈めることにより放流するか、網起こしを中断している。
- ・ 網起こしをして、魚捕まで来た時点で、メジマグロが大量に入網していた場合、船尾の魚捕部分を5m位下げ、魚捕の鎖を外し、もう一度網起こしをし、メジマグロを網の外に出す。

定置網における取組事例②

3 漁具（漁法）の工夫

- ・箱網内に仕切り網を設置し、大型魚は仕切り網内で水揚げをし、小型魚は落とし網に追い込み側網を沈めて放流している。

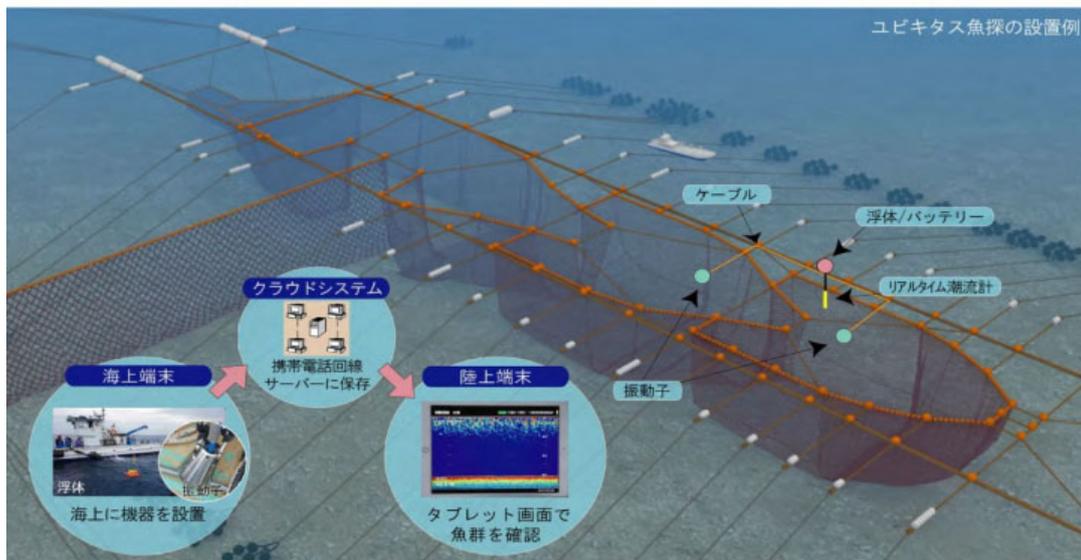
4 その他の工夫

- ・定置協会会員の漁労長を中心メンバーとしたSNSのグループを作り、当日操業時のクロマグロ漁獲及び放流状況をメンバーで共有できる仕組みとしている。
- ・2kg未満は放流することとしている。網によっては、小型魚（30kg未満）はすべて放流している。
- ・5kg未満の個体は通常時から全て放流する。
- ・一経営体が漁獲枠をオーバーして水揚げしたため、次の管理期間の割当を減らすとともに操業開始を10日間遅らせる。

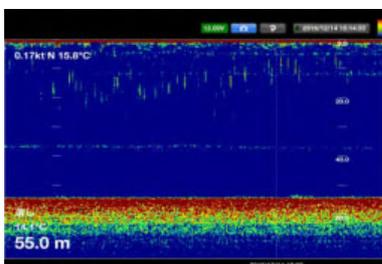
（（一社）日本定置漁業協会調べ。平成31年2月時点）

42

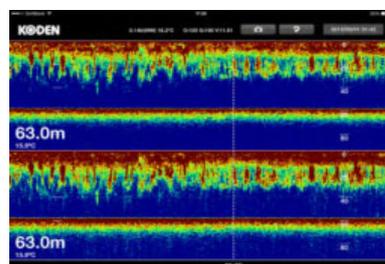
定置網における取組事例（例：ユビキタス魚探）



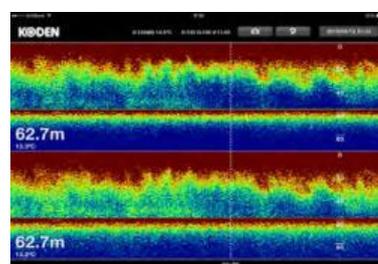
魚探画像の例



4kgのクロマグロ636本



プリ50トン

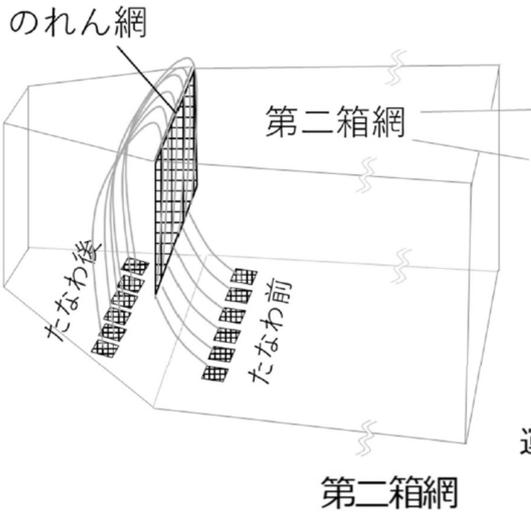


イワシ20トン

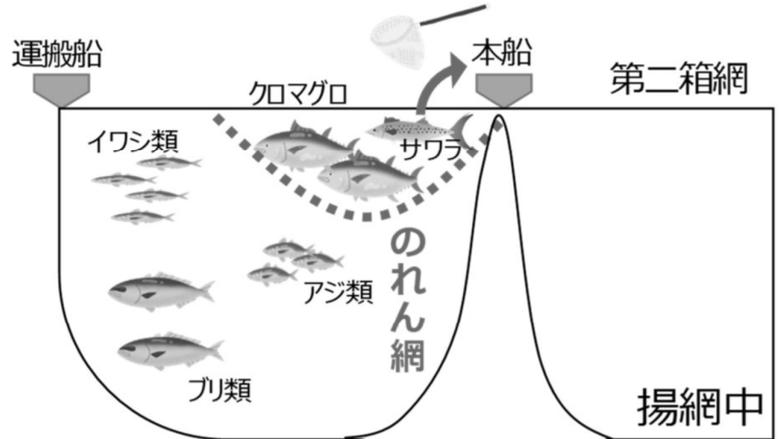
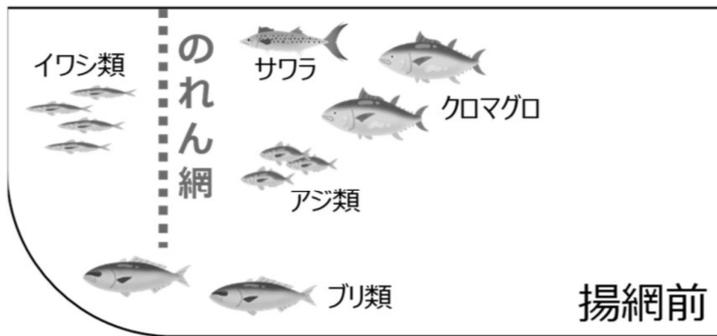
出典：平成29年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書

43

定置網における取組事例（例：のれん網）



第二箱網に“のれん網”を設置し、クロマグロとその他の魚種とを分離



出典：令和元年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書

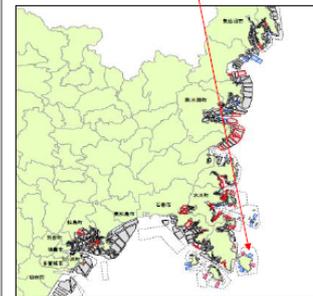
定置網における取組事例（宮城県）

宮城県沿岸の大型定置【定第27号】に入網した小型マグロの再放流状況

平成31年1月21日：資料整理 宮城県東部地方振興事務所 水産漁政部



- 撮影日 平成30年11月19日 午前9時50分頃
- 撮影者 有限会社 泉澤水産 従業員
- 漁場の位置 金華山 飯形網



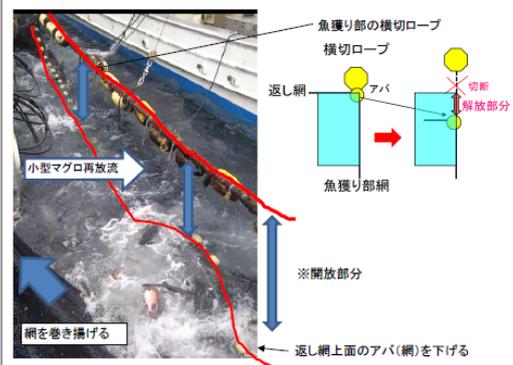
11月19日に水揚げした魚種別重量

魚種	数量(kg)
まさば	3,881
あじ	2,617
まいわし	1,806
わかし	541
すずき	102
その他	462
計	9,409

※小型まぐろ(5~15kgサイズ) 400尾を放流

4 小型マグロ再放流作業説明

- 2隻の19トン型の定置漁船により魚獲り部の網を狭めていく。手前の漁船のポールローラーにより魚獲り部の網を巻き揚げる。
- 相当数の小型マグロが入網している様子がわかる。
- ～⑥ 徐々に手前の魚獲り部の網を巻き揚げて、表層に遊泳している小型マグロを集める。
横切ロープと返し網を繋いでいるロープを切ってアバ(網)を洗って、小型マグロを魚獲り部の外へと追い出している。



管理のための制度

くろまぐろTAC制度の仕組み（漁業法）

1	資源管理基本方針の策定 ・国は、資源評価結果を踏まえて、資源管理基本方針を策定する。 ・資源管理基本方針には、資源管理目標や、管理の手法等を記載。	・法第11条
2	都道府県資源管理方針の策定 ・都道府県では、国の資源管理基本方針に即して、漁業種類ごとの資源管理目標や管理の手法等を定めた「都道府県資源管理方針」を策定。 ・都道府県資源管理方針の策定には大臣の承認が必要。	・法第14条
3	漁獲可能量の設定 ・国は、大臣管理区分、都道府県ごとに配分する漁獲可能量を設定。	・法第15条
4	漁獲量等の報告 ・漁業者が、農林水産大臣又は都道府県知事へ漁獲量を報告。 ・報告期限は、陸揚げした日の翌月10日まで（漁獲の積み上がりに応じ、迅速に報告）。	・法第30条
5	採捕の停止等 ・漁獲可能量を超過しないようにするため、農林水産大臣又は都道府県知事は、必要に応じ助言、指導、勧告をすることができる。 ・漁獲量が漁獲可能量を超過または超過のおそれ大きい場合、農林水産大臣または都道府県知事は、必要に応じ、採捕の停止その他必要な命令をすることができる。	・法第32条 ・法第33条

漁業法に基づく管理措置について

大臣管理区分における漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは、**大臣は、当該管理区分の漁獲量等を公表**（法31条）

採捕数量の公表後、大臣管理漁獲可能量の超過を防ぐため必要があると認めるときは、**大臣は、採捕者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる**（法32条）

※ 強制力を有しない行政指導

漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、採捕停止等を命令することができる（法33条）

上記命令を受けた者が、採捕停止命令に違反し、引き続き違反するおそれがあると認めるときは、大臣は、使用船舶について停泊命令をすることができる（法34条）

3年以下懲役又は
300万円以下罰金

違反者には罰則適用

48

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入（**届出隻数1.3万隻**）、
- ② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行（**承認隻数1.7万隻**（R5.4現在））、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新しており、令和4年11月及び12月に行われた各広域漁業調整委員会において新たな委員会指示を発出し、**5回目となる承認の更新手続き**を行った（現行の承認期間は令和7年3月31日まで）。

49

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 新たな広域漁業調整委員会指示※の概要

「過去2年間の実績者」を承認対象とすることで、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進。

(1) 承認条件

① 旧被承認者として過去2年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

③ 暴力団関係者等ではないこと

暴力団関係者等ではない旨の適格性に関する誓約書があること。

(2) 承認期間について

令和5年4月1日～令和7年3月31日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第43号（令和4年11月28日発出）
 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第71号（令和4年12月1日発出）
 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第42号（令和4年12月9日発出）

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）③

これまで 自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
 漁獲実績報告の義務化
 （平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握
 （漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
 トン数階層等）



平成26年4月1日以降

- 届出制から承認制へ移行
 広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入
- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目
- 令和2年7月 期間延長
- 令和3年4月 更新4回目
- 令和5年4月 更新5回目

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	
北海道	969	863	844	835	832	石川県	1,027	985	298	289	289	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059	965	
青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	福井県	304	282	268	250	240	徳島県	492	476	417	417	417	
岩手県	119	99	0	8	10	静岡県	1,025	1,011	957	944	938	香川県	0	0	0	0	0	
宮城県	33	31	9	21	21	愛知県	1	1	1	0	0	愛媛県	90	90	36	36	33	
秋田県	175	174	131	131	131	三重県	1,077	990	877	838	806	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802	1,715	
山形県	150	150	142	139	138	京都府	264	264	264	247	245	福岡県	668	556	534	521	515	
福島県	719	714	703	627	435	大阪府	11	11	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	45	
茨城県	367	347	314	296	291	兵庫県	253	251	248	248	249	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455	2,453	
千葉県	580	545	445	445	445	和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	熊本県	134	114	59	59	59	
東京都	526	515	444	431	418	鳥取県	651	580	56	56	56	大分県	146	139	28	21	21	
神奈川県	323	297	277	265	259	島根県	1,054	1,002	960	957	957	宮崎県	669	568	567	568	548	
新潟県	186	164	57	57	57	岡山県	0	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332	316	
富山県	270	262	172	170	170	広島県	1	1	1	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1	
合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878													

注1:黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

クロマグロの養殖業①～管理内容

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を義務付け

※ 暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

クロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示

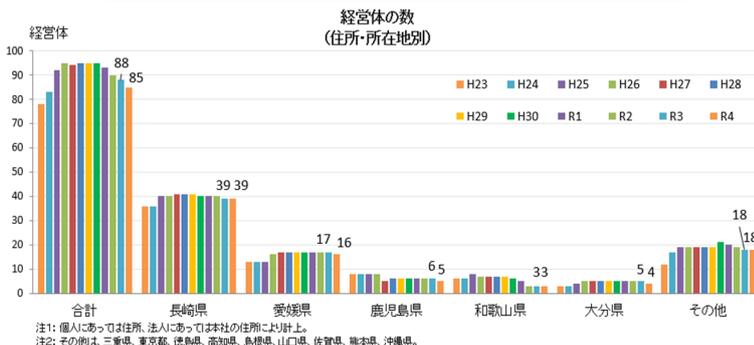
2020年11月27日発出

2020年11月27日以降、引き続き

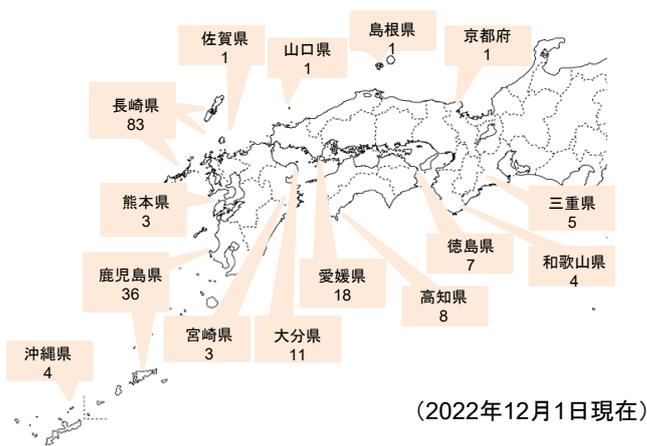
- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないよう、**海区漁場計画の作成又は変更を行わなければならない。**
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、**漁業権に生け簀の形状、規格及び台数等に係る条件を付けること。**

※ 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外

経営体の数（全国計：85経営体）



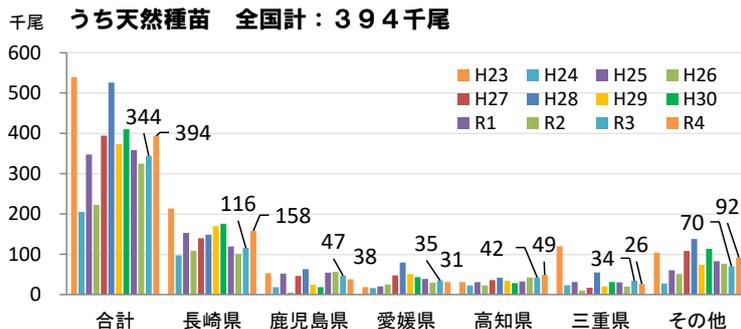
全国のクロマグロ養殖場（全国計：186漁場）



クロマグロの養殖業②～現状について

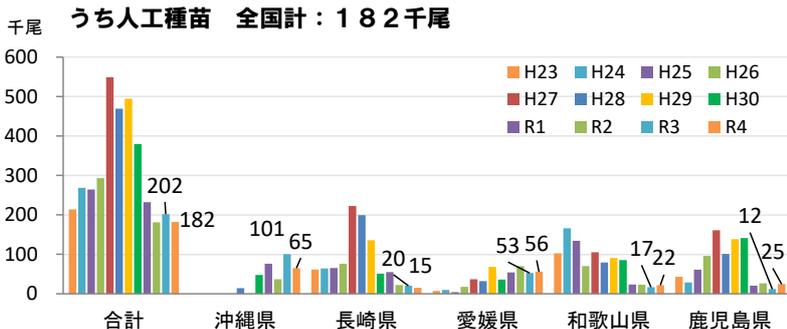
○種苗活込み数

全国計：576千尾（2022年）



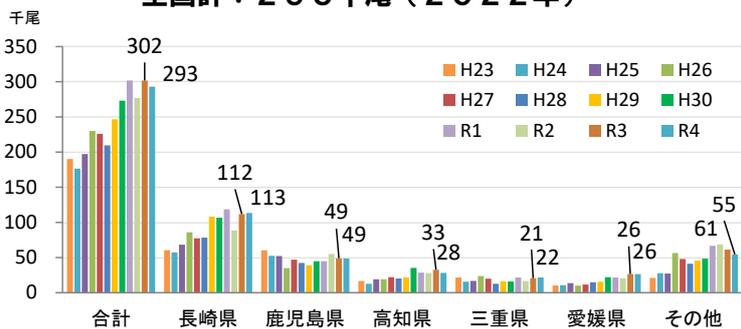
※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

○種苗活込み数



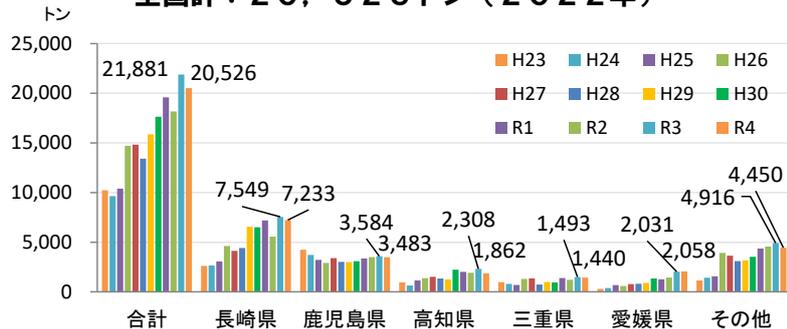
○出荷尾数

全国計：293千尾（2022年）



○出荷重量

全国計：20,526トン（2022年）



クロマグロ遊漁への取組

○ 遊漁によるクロマグロの採捕については、令和3年6月1日から広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)により以下の規制を導入した。

- ① 30キログラム未満の小型魚の採捕禁止
- ② 30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止。

○ 遊漁者のクロマグロの採捕の規制に係る委員会指示の概要(令和6年4月)

1 クロマグロ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者による**小型魚の採捕を禁止**。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

2 クロマグロ(大型魚)の採捕の制限

(1) **1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない**。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、**陸揚げ後3日以内に重量等を水産庁に報告**しなければならない。

(3) 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合:当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	R7年1月	2～3月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

・全海区における令和6年4月1日からの**採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合:令和7年3月31日まで採捕を禁止**する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 委員会指示に違反した者への対応

違反が確認された場合、直ちに農林水産大臣名で広域漁業調整委員会の指示に従うべき旨の命令(裏付け命令)を発出し、再度違反が認められた場合は、漁業法第191条に基づき、罰則(1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金)を適用する。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

遊漁の資源管理の方向性

水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)に「遊漁の資源管理」について記載。

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないことから、今後、**資源管理の高度化に際しては、いずれは遊漁についても漁業と一貫性のある管理を行う必要**がある。



クロマグロ

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、**試行的取組**として、令和3年6月から、小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを開始。その**運用状況や定着の程度を踏まえつつ**、漁業と同じレベルの**本格的なTAC**による数量管理に段階的に移行していく。

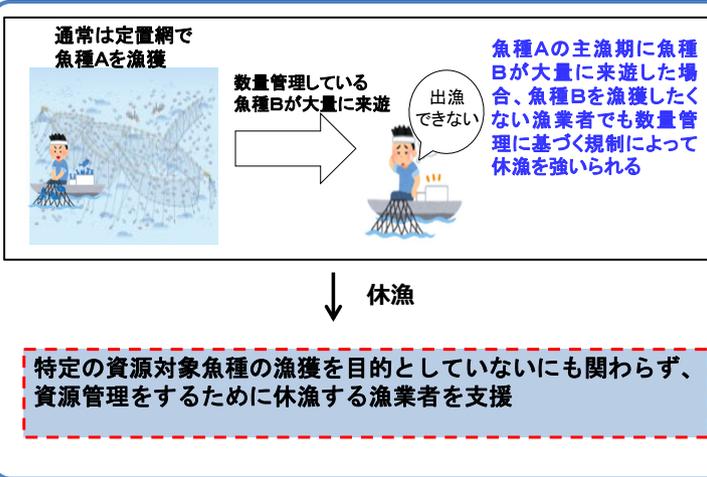
クロマグロ以外

漁業における数量管理の高度化が進展し、**クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理が必要となる可能性**があることから、現在、開発中のアプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した**遊漁者による採捕量の情報収集を強化し、資源への影響評価を踏まえつつ**、遊漁者に協力を求めることが不可欠な資源管理措置を示すなど、**遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備**していく。

クロマグロ資源管理促進対策

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際約束に基づくクロマグロの漁獲上限の遵守が課題となっている中、魚種選択性の低い定置網漁業等において、経営への影響を最小化しつつ、安心して資源管理に取り組める環境を整備。

クロマグロの混獲回避のための休漁に対する支援



クロマグロの混獲回避の取組に対する支援

定置網漁業等の安定的な操業を確保するため、

- ①クロマグロの混獲回避の取組(放流作業)を支援(定額)
- ②クロマグロの混獲回避のために必要な以下の経費を支援(1/2補助)
 - ・ 機器の導入に要する経費
 - ・ 漁具の改良に要する経費
 - ・ 一時的な漁法の転換に要する経費

我が国における資源管理に取り組む漁業者への支援措置(漁業収入安定対策事業)

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、積立ぶらすを活用した経営支援を実施。
- 特に、厳しい資源管理等に取り組む漁業者に対しては、支援を拡充。

対象者

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」等に基づき、漁業者(団体)が作成した資源管理計画等の内容を遵守し、漁業共済に実質加入している漁業者

支援概要

- 漁業収入が減少した場合、「積立ぶらす」で減収の一部を補てん(基準収入の原則90%まで)
- ※積立ぶらすによる補てん原資は、漁業者1:国3の割合の積立金

- 漁業共済の掛金の一部を補助
- ※掛金の国庫補助は、漁業共済の法定補助と合わせて、平均で掛金の70%程度

強度資源管理タイプ

- 漁獲量又は漁獲努力量を15%以上削減すること等を条件として、補償水準を一定程度引き上げ(原則95%)

《払戻判定金額の下げ止め措置》

- 生体放流等、太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減に取り組む20t未満漁船漁業及び定置網漁業を対象に、払戻判定金額を前回契約の100%を下限とする特例を措置。

